

# 賃 貸 借 契 約 書

帯広市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、廃棄物処理システム（以下「物件」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙から別紙仕様書記載物件を賃借し、乙は、これを賃貸するものとする。

（賃貸借料）

第2条 賃貸借料は、月額 金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、前項の金額に110分の10を乗じて得た金額である。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和8年10月1日 から 令和13年9月30日 までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（物品の納品及び検査）

第5条 乙は、賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）までに甲の指定する場所（帯広市都市環境部環境室清掃事業課）へ、乙の負担で物件を納入するものとする。

2 甲は、乙から物件の納入があったときは速やかに検査し、その検査に合格したときに物件の引き渡しを受けるものとする。

（履行遅延の場合における違約金等）

第6条 乙は、使用開始日までに物件を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を甲に届出しなければならない。

2 甲は、前項の遅延理由が乙の責に帰することができないと認めるときは、相当と認める日数を延長することができる。

3 甲は、第1項の遅延理由が乙の責に帰すべき事由によると認めるときは、違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。

4 前項の違約金は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、第2条第1項に定める賃貸借料の月額に12を乗じて得た金額に契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「法定の遅延利息の割合」という。）を乗じて計算した額（計算して得た額が100円未満のときは支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（賃貸借料の請求及び支払）

第7条 乙は、物件を甲が使用した月（以下「当該月」という。）の翌月以降、毎月1回、第2条第1項に定める金額を甲に請求するものとする。

2 前項の賃貸借料の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。

この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき、又は前条による使用開始日の延期などにより、当該月における物件の使用が1月に満たなくなるとき（甲の責に帰すべき理由による場合を除く。）は、当該月の日数に応じて日割計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

3 甲は、第1項の規定により乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、賃貸借料を乙に支払うものとする。

4 甲の責に帰すべき事由により前項の賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、賃貸借料に法定の遅延利息の割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

（転貸の禁止）

第8条 甲は、物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾があったときはこの限りではない。

（契約不適合責任）

第9条 甲は、引き渡された物件に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。
- 4 追完請求、前項に規定する契約金額の減額の請求（以下「契約金額減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。
- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、契約金額減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（物件の管理責任等）

第10条 甲は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 甲は、物件を本来の用法に従って使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用するものとする。
- 3 物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

（物件の保守等）

第11条 乙は、常に物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき乙の負担で行わなければならない。

2 乙は、甲から前条第3項の報告を受けたときは、乙の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（契約内容の変更等）

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物件の納入を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定により賃貸借料を変更するときは、甲乙協議して定める。

（甲の解除権）

第13条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該期間を経過した時において、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに物件を納入しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 物件を納入することができないとき。
- (2) 物件の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物件の一部の納入ができないとき又は物件の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が履行をしないで当該時期を経過したとき。
- (5) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は帯広市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (6) 乙が次のいずれかであるとき。

ア 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当すると認められるとき。

イ 相手方が暴力団員等であることを知りながら、再委託契約、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、契約の履行に当たり、暴力団（帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう市長から必要な措置を講じることを求められたにもかかわらず、正当な理由がなく、これに応じなかったとき。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除されたときは、第2条第1項に定める賃貸借料の月額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する額（履行部分があるときは賃貸借料の月額に12を乗じて得た金額から既に支払われた金額及び履行部分に対する賃借料相当額を控除して得た額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額））を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により、甲が物件の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3ヶ月以上に及ぶとき。
- (2) 第12条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、賃貸借料が、当初の2分の1以下に減少することとなるとき。
- (3) 甲の責に帰すべき理由により物件が滅失又はき損し、使用不可能となったとき。

(協議解除)

第15条 甲は、第13条第1項に掲げる場合を除くほか、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(契約解除に伴う措置)

第16条 前3条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する賃貸借料相当額を支払うものとする。

- 2 前項による場合の物件の返還については、次条の規定を準用する。
- 3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は乙に対して損害賠償の責を負う。

(物件の返還)

第17条 甲は、この契約が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

- 2 乙は、この契約が終了したときは、速やかに物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(相殺)

第18条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する賃貸借料の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴することができる。

(疑義の解決)

第19条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議してこれを決定する。

- 2 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第20条 乙は、この契約に定めるもののほか、帯広市契約規則その他の法令を遵守しなければならない。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 ○○ ○○

乙 帯広市西○○条南○○丁目○番地  
○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○